



6 足 監 発 第 7 8 3 号
令 和 6 年 8 月 2 6 日

足立区議会議長 た だ 太 郎 様
足 立 区 長 近 藤 やよい 様
足 立 区 農 業 委 員 会 様
足 立 区 監 査 委 員 様

足立区監査委員 綿 谷 久 司
同 寺 口 正 治
同 くじらい 実
同 さ の 智恵子

令和6年度 定期監査（第一期）結果報告書の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した令和6年度定期監査（第一期）結果報告書を、同条第9項及び第10項並びに足立区監査基準第36条の規定により下記のとおり提出します。

なお本監査には、長沢興祐前監査委員、いいくら昭二前監査委員は令和6年6月5日まで、くじらい実監査委員、さの智恵子監査委員は令和6年6月6日から関与いたしました。

記

令和6年度 定期監査（第一期）結果報告書

1 監査の対象事務

主として令和5年度の財務に関する事務及び事業の執行等

2 監査期間

令和6年4月26日から令和6年8月26日まで

3 監査の対象部課及び実施日

別紙1「令和6年度 定期監査（第一期）対象・日程表」及び別紙2「令和6年度 定期監査（第一期）旅費・手当等監査対象課一覧表」のとおり

4 監査の基本方針

地方自治法第199条第3項の規定の趣旨及び足立区監査基準に沿って、区の行財政運営が最少の経費で最大の効果をあげているか、組織及び運営の合理化に努めているか等の観点に立脚し、公正で合理的かつ効率的な行財政運営が確保されているかについて検証するとともに事務事業の改善指導を行った。

5 監査の重点項目

契約に係る事務処理が、適正に行われているかについて検証した。

6 監査結果

(1) 指摘事項

ア 契約事務の適正な執行について

予定価格が30万円以上の物品購入契約及び印刷製本契約については、契約事務規則第3条第2項により契約事務を処理する権限が主管課の課長に委任されていないことから、契約課契約とすることになっている。

各課の契約事務を監査したところ、以下のとおり、複数の課において、1件の契約として契約課へ契約請求すべきであるにもかかわらず、分割して主管課契約を行うという、契約事務の基本から外れた行為が行われていた。

(ア) 啓発うちわ等の印刷物作成契約

契約請求決定日、見積書徴取先、見積書徴取日、契約決定日、契約期間、契約受注事業者、納品日及び検査日がすべて同一であり、仕様内容も大きな違いがない、予定価格を合計すると442,200円の2件の契約。

＜データヘルス推進課＞

(イ) 相談カードの印刷物作成契約

契約請求決定日、見積書徴取先、契約決定日、契約期間、契約受注事業者、納品日及び検査日がすべて同一であり、仕様内容にも大きな違いがない、予定価格を合計すると468,600円の2件の契約。

＜こころとからだの健康づくり課＞

(ウ) 検査用薬品及び器材の購入契約

契約請求決定日、契約決定日が3件とも同一で、うち2件は契約受注事業者も同一である、予定価格を合計すると567,897円の3件の契約。

＜生活衛生課＞

(エ) 帳票類の印刷物作成契約

契約請求決定日は1日異なるものの、契約決定日、契約期間が3件とも同一で、うち2件は契約受注事業者も同一である、予定価格を合計すると396,000円の3件の契約。

〈ごみ減量推進課〉

こうした取り扱いは、地方自治法、契約事務規則等に照らして不適切な事務処理であり、また、事務処理の効率化の観点からも、今後このような事務の執行が繰り返されることのないよう必要な改善措置を講じられたい。

イ 足立区商店街振興組合等に対する補助金交付事務について

産業振興課では、区内商店街の活性化等を目的に区内商店街振興組合等に対し各種補助金を交付している。次の補助金交付事務について監査したところ、2件の不適切な事務処理が確認された。

(ア) 交付条件に該当しない事業に対する補助金の支払い

「足立区商店街フリースペース活用事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、商店街のフリースペースを活用した事業で「1か月分で延べ20名以上の参加者があるもの」に対し経費の一部を補助している。交付要綱では、補助事業完了後、補助金の交付決定を受けた事業者から提出された実績報告書を基に内容を審査し、「条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定」するとしているが、産業振興課は、1か月分で延べ20名以上の参加者がなく、交付条件に該当しない申請に対し、誤って補助金を交付していた。

(イ) 交付金額の積算誤りによる補助金の過払い

「足立区商店街装飾街路灯等の電気料金に対する補助金交付要綱」に基づき、商店街が維持管理する街路灯、アーチ及びアーケード（以下「装飾街路灯等」という。）の電気料金の一部を補助している。産業振興課は、補助金の交付を受けようとする商店街から提出された、装飾街路灯等電気料金の積算内訳金額の一部を誤って二重に計上し、補助金を過払いしていた。

〈産業振興課〉

今後このような事務の執行が繰り返されることのないよう必要な改善措置を講じられたい。

ウ 区有財産有償貸付契約における遅延損害金の徴収について

交通対策課では、事業者との間に区有財産の有償貸付契約（５年間）を締結し、自転車駐車場等において自動販売機の設置場所を供している。本契約における貸付料については、区有財産有償貸付契約書（以下「契約書」という。）に基づき、当該年度の４月末までに事業者から区に支払うこととされている。

本契約の令和５年度貸付料の収入処理について監査したところ、以下のような不適切な処理が認められた。

貸付料について、納付期限を超過し、５月２日に納付されていたが、契約書に規定された延滞金（遅延損害金）の徴収を行っていなかった。

本件は、契約書に基づく私債権である。遅延損害金は少額であるものの、督促を前提要件とする公債権と異なり、かつ契約書に少額不追求の規定がない以上、遅延損害金の徴収を行うべきものである。

＜交通対策課＞

今後このような事務の執行が繰り返されることのないよう、債権の区分と適用法令等を正しく理解したうえ、適正な債権管理を実施されたい。

指摘事項については以上のとおりである。本監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知されたい。

（２）注意事項

注意事項とは、執行状況から判断し、不適切であるが少額又は区政への影響が少ないため、監査の中で改善・見直し・検討を口頭により指導したものである。また、支出の誤りのあったものについては、監査日以降に訂正し返還又は追加支出のあったことを確認した。

ア 財務関係

（ア）事案決定関係

- a 事案決定区分が区長決定であるにもかかわらず、部長決定にしているもの

＜建築防災課＞

- b 事案決定区分が副区長決定であるにもかかわらず、部長決定にしているもの

＜危機管理課、環境政策課＞

- c 事案決定区分が部長決定であるにもかかわらず、課長決定にしているもの

〈パークイノベーション推進課、住宅課〉

(a～cの根拠) 足立区事案決定規程第3条

- d 契約権限が部長に委任されている契約について、事案決定区分が部長決定であるにもかかわらず、課長決定にしているもの

〈企業経営支援課〉

(根拠) 足立区事案決定規程第3条

足立区契約事務規則第3条第2項

(イ) 調定関係

- a 都補助金または都委託金の交付決定通知を受けたにもかかわらず、直ちに調定を行っていないもの

〈衛生管理課、生活環境保全課、交通対策課〉

(根拠) 足立区会計事務規則第30条

金銭会計事務の手引

- b 行政財産目的外使用許可使用料は、使用開始する日までにその全額を徴収すべきところ、期日までに調定及び徴収を行っていないもの

〈道路公園管理課〉

(根拠) 足立区行政財産使用料条例第6条

(ウ) 契約関係

- a 物品購入契約または委託契約において、仕様書で区への提出を定めている書類等を提出させていないもの

(a) 出荷証明書

〈危機管理課〉

(b) 運転記録証明書、任意保険証書

〈総務課〉

- (c) 作業内容通知書、業務計画書、消防設備士又は消防用設備点検資格を有する者の資格を証するもの

〈危機管理課〉

(d) 業務計画書、作業計画書

〈生活衛生課〉

(e) 登録車両の全て又は本委託に係る全車両の形状・登録番号
の一覧表

〈ごみ減量推進課〉

(f) 個人情報保護に関する受注者の誓約書

〈保健予防課〉

(g) 情報セキュリティ対策実施状況検査報告書

〈開発指導課〉

(a の根拠) 物品購入契約仕様書

(b ～ e の根拠) 契約約款 (委託) 第 1 条、第 2 4 条
委託契約仕様書

(f ～ g の根拠) 契約約款 (委託) 第 1 条、第 2 4 条
委託契約仕様書

足立区情報セキュリティ基本方針に関する規則
第 7 条

(エ) その他

a 郵券の管理において、郵券受払簿の記載に漏れがあったため、受
払簿に記入された残枚数と実際の残枚数が合わないもの

〈開発指導課〉

(根拠) 金銭会計事務質疑応答集

b 5 万円以上の物品について備品登録をしていないもの

〈災害対策課〉

(根拠) 足立区物品管理規則第 1 4 条、第 2 4 条

c 備品を処分したにもかかわらず、不用品への組替をしていないも
の

〈パークイノベーション推進課〉

(根拠) 足立区物品管理規則第 2 4 条、第 2 8 条、第 3 0 条、
第 4 5 条

イ 旅費関係

(ア) 運賃を誤って旅費を支給しているもの

〈環境政策課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第 3 条第 1 項

(イ) 特別な理由なく、最も経済的な通常の経路以外の経路で旅費を支給しているもの

〈情報システム課、協働・協創推進課、保健予防課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条
旅費事務の手引

(ウ) 通勤経路部分の旅費を支給しているもの

〈安全設備課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条

(エ) 通勤にバスを利用し、定期券で通勤手当の認定を受けている者に、定期券利用可能区間の旅費を支給しているもの

〈契約課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条
旅費事務の手引

(オ) 通勤にバスを利用し、I C 運賃で通勤手当の認定を受けている者が、出張で通勤経路上のバスを利用する場合、通勤と合わせて1日2回以内の利用についてはバス代を旅費として支給できないにもかかわらず、支給しているもの

〈感染症対策課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項
旅費事務の手引

(カ) 電車利用の場合、梅島駅～西新井駅間(0.8km)のみの旅費は支給できないにもかかわらず、支給しているもの

〈情報システム課、感染症対策課、交通対策課〉

(根拠) 旅費事務の手引

(キ) 出張後に年休を取得しているにもかかわらず、帰路の旅費を支給しているもの

〈危機管理課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項
旅費事務の手引

(ク) 部分休業を取得している者に対し、部分休業の時間を超えた帰路の旅費を支給しているもの

〈パークイノベーション推進課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第 3 条第 1 項
旅費事務の手引

(ケ) 新規採用者は辞令交付後の旅費のみが支給されるにもかかわらず、居住地から辞令交付場所までの旅費を支給しているもの

〈竹の塚保健センター〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第 3 条第 1 項
旅費事務の手引

(コ) その他、旅行命令簿の旅行経路の誤入力等により、旅費を正しく支給していないもの

〈保健予防課、感染症対策課、環境政策課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第 3 条第 1 項

ウ 超過勤務手当等関係

(ア) 休憩時間を超過勤務時間に含めて、超過勤務手当を支給しているもの

〈情報システム課、危機管理課、竹の塚保健センター〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第 19 条第 1 項

(イ) 超過勤務を行ったにもかかわらず、超過勤務手当を支給していないもの

〈情報システム課、西部地区建設課、竹の塚保健センター〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第 19 条第 1 項

(ウ) 週休日に振替なしで勤務しているにもかかわらず、超過勤務手当を支給していないもの

〈総務課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第 19 条第 1 項
足立区職員の超過勤務手当及び休日給の支給割合等を定める規則第 2 条第 1 項

(エ) 超過勤務時間の誤入力により、超過勤務手当を正しく支給していないもの

〈総務課、竹の塚保健センター〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

7 監査委員意見

(1) 契約事務の適正な執行について

1件の契約課契約とすべき契約について、分割して主管課契約としていた事例は、令和4年度の第二期、第三期定期監査及び令和5年度第一期、第二期、第三期定期監査において、庁内各課で発生し、繰り返し監査指摘事項となっている。

しかし、今般の令和6年度定期監査（第一期）においても、4つの所管課で同様の事例を把握している。監査において繰り返し指摘しているにもかかわらず、契約に関する基本知識が職員に全く浸透しておらず、改善の兆しが見えない。同じ事務処理誤りが全庁的に広く繰り返されていることは、組織の内部統制が機能していないことを意味し、重く受け止める必要がある。再発防止に向けた実効性のある取り組みを講じられたい。

以 上

令和6年度 定期監査（第一期）対象・日程表

1 委員監査

月 日	曜日	部局名	監 査 対 象	監査会場
4月26日	金	産業経済部	①産業振興課、農業委員会事務局 ②企業経営支援課	監査室
4月30日	火	総務部	①秘書課 ②人事課	
5月2日	木		①契約課	
5月7日	火	環境部	①ごみ減量推進課	
		総務部	②資産管理課、資産活用担当課、公共施設マネジメント担当課	
5月9日	木	環境部	①足立清掃事務所	現地
5月10日	金		①環境政策課 ②生活環境保全課	監査室
5月13日	月	危機管理部	①危機管理課、犯罪抑止担当課 ②災害対策課、防災力強化担当課、防災対策担当課	
5月14日	火	施設営繕部	①庁舎管理課	
		産業経済部	②産業政策課	
5月16日	木	都市建設部	①開発指導課、建築調整担当課 ②住宅課、区営住宅更新担当課	
5月17日	金		①建築審査課 ②建築防災課、密集不燃化担当課	
5月20日	月	施設営繕部	①中部地区建設課、施設整備担当課、東部地区建設課 西部地区建設課	1201会議室
5月21日	火	都市建設部	①道路整備課 ②パークイノベーション推進課	監査室
5月23日	木		①まちづくり課、中部地区まちづくり担当課、千住地区まちづくり担当課	
5月27日	月	衛生部	①中央本町地域・保健総合支援課、竹の塚保健センター、江北保健センター、千住保健センター、東部保健センター	1202会議室
5月28日	火		①感染症対策課、感染症対策担当課 ②保健予防課	監査室
5月30日	木		①こころとからだの健康づくり課 ②データヘルス推進課	
5月31日	金		①生活衛生課、受動喫煙対策担当課 ②衛生管理課	
6月3日	月	総務部	①総務課、特命・調査担当課 ②ガバナンス担当課、コンプライアンス推進担当課	監査室
6月4日	火	政策経営部	①シティプロモーション課 ②情報システム課	
6月10日	月		①子どもの貧困対策・若年者支援課、総合事業調整担当課 ②協働・協創推進課	
6月11日	火		①区政情報課 ②区民の声相談課	
6月12日	水		①報道広報課 ②財政課	
7月9日	火	都市建設部	①安全設備課 ②道路公園管理課	
7月11日	木		①東部道路公園維持課、西部道路公園維持課	
7月12日	金		①交通対策課、駐輪場対策担当課 新たな交通担当課 ②都市建設課、事業調整担当課、高台まちづくり担当課、ユニバーサルデザイン担当課	
			①政策経営課、基本計画担当課、SDGs未来都市推進担当課、ICT戦略推進担当課、エリアデザイン計画担当課	

＜部長監査＞ ※監査事務局及び区議会事務局は、部長監査と委員監査を同時に実施しました。

月 日	曜日	監 査 対 象	監査会場
7月18日	木	①危機管理部 ②監査事務局	監査室
7月19日	金	①都市建設部 ②環境部	
7月22日	月	①施設営繕部 ②区議会事務局	
7月23日	火	①衛生部 ②産業経済部	
7月24日	水	①総務部 ②政策経営部	

2 事務監査

月 日	曜日	部局名	監 査 対 象	監査会場
4月26日	金	総務部	総務課	1001会議室
5月7日	火		人事課、契約課	1202会議室
		産業経済部	消費者センター	現地
5月8日	水		企業経営支援課、産業政策課	1202会議室
5月9日	木	総務部	秘書課、特命・調査担当課 ガバナンス担当課、コンプライアンス推進担当課	201会議室
5月10日	金	産業経済部	産業振興課、農業委員会事務局	1202会議室
		環境部	生活環境保全課	
5月14日	火	総務部	資産管理課、資産活用担当課、公共施設マネジメント担当課	1201会議室
		施設営繕部	庁舎管理課	
5月16日	木	危機管理部	危機管理課、犯罪抑止担当課 災害対策課、防災力強化担当課、防災対策担当課	1001会議室
5月17日	金	環境部	環境政策課	
5月21日	火	施設営繕部	中部地区建設課、施設整備担当課、東部地区建設課 西部地区建設課	1201会議室
5月22日	水	環境部	ごみ減量推進課	
			足立清掃事務所	
5月27日	月	衛生部	竹の塚保健センター	現地
5月28日	火		江北保健センター、千住保健センター、東部保健センター	
5月29日	水		保健予防課	1202会議室
			感染症対策課、感染症対策担当課	現地
5月30日	木		中央本町地域・保健総合支援課	
		監査事務局	監査事務局	201会議室
5月31日	金	衛生部	データヘルス推進課、こころとからだの健康づくり課	1202会議室
			生活衛生課、受動喫煙対策担当課	現地
6月3日	月	政策経営部	衛生管理課	1203会議室
6月4日	火		区民の声相談課、財政課	
		区政情報課、報道広報課		
		区議会事務局	区議会事務局	
6月12日	水	政策経営部	政策経営課、基本計画担当課、SDGs未来都市推進担当課、I C T戦略推進担当課、エリアデザイン計画担当課、子どもの貧困 対策・若年者支援課、協働・協創推進課、シティプロモーショ ン課、総合事業調整担当課	1202会議室
6月13日	木		情報システム課	
6月14日	金	都市建設部	開発指導課、建築調整担当課、住宅課、区営住宅更新担当課	1203会議室
6月17日	月		パークイノベーション推進課	
6月18日	火		建築防災課、密集不燃化担当課、まちづくり課、中部地区まち づくり担当課、千住地区まちづくり担当課	1201会議室
6月20日	木		安全設備課	現地
6月21日	金		建築審査課、道路整備課	1203会議室
6月26日	水		道路公園管理課、都市建設課、事業調整担当課、高台まちづく り担当課、ユニバーサルデザイン担当課	1205A会議室
6月27日	木		東部道路公園維持課、西部道路公園維持課	現地
6月28日	金		交通対策課、駐輪場対策担当課、新たな交通担当課	201会議室

令和 6 年度 定期監査(第一期)旅費・手当等監査対象課一覧表

部 局 名	監 査 対 象
政策経営部	基本計画担当課
	財政課
	情報システム課
	区民の声相談課
	協働・協創推進課
	子どもの貧困対策・若年者支援課
総務部	総務課
	特命・調査担当課
	秘書課
	契約課
	資産管理課
	資産活用担当課
	公共施設マネジメント担当課
危機管理部	危機管理課
	犯罪抑止担当課
	災害対策課
	防災力強化担当課
施設営繕部	中部地区建設課
	施設整備担当課
	東部地区建設課
	西部地区建設課
	庁舎管理課
産業経済部	産業政策課（消費者センター含む）
衛 生 部	データヘルス推進課
	こころとからだの健康づくり課
	保健予防課
	感染症対策課
	竹の塚保健センター
	千住保健センター
環 境 部	環境政策課
	足立清掃事務所
都市建設部	まちづくり課
	中部地区まちづくり担当課
	交通対策課
	パークイノベーション推進課
	道路整備課
	安全設備課
	開発指導課
監査事務局	監査事務局